

広島市共同生活援助重度障害者受入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度障害者が地域で自立して生活していくための支援の充実・強化を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に定める共同生活援助を本市の区域内で行う事業者に対して、予算の範囲内において共同生活援助重度障害者受入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同生活援助事業 法第5条第15項に定める共同生活援助を行う事業をいう。
- (2) 共同生活援助事業所 共同生活援助事業に係る法第36条第1項の指定を受けている事業所をいう。
- (3) 共同生活住居 共同生活援助を行う住居をいう。
- (4) 重度障害者 広島市において支給決定を受け、かつ本市の区域内に設置された共同生活住居に入居する障害支援区分4以上の者をいう。
- (5) 交付対象事業者 第4条第1項の申請の際、現に重度障害者が入居している共同生活援助事業所を運営する法人であって、市長が適当と認めたものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、交付対象事業者に対し、次の各号に掲げる障害支援区分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の補助金を交付するものとする。

- (1) 障害支援区分4 重度障害者1人につき17万円に年間平均人数（当該年度の各月の初日において現に入居する重度障害者の人数の年間平均をいう。以下同じ。）を乗じて得た額
- (2) 障害支援区分5 重度障害者1人につき27万円に年間平均人数を乗じて得た額
- (3) 障害支援区分6 重度障害者1人につき37万円に年間平均人数を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請をしようとする交付対象事業者は、申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、当該年度の初日の属する年の4月末日まで（当該年度の中で第2条に定める交付対象事業者となった場合は、当該交付対象事業者となった日から30日以内）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査の上、補助金を交付すべきと決定したときは、交付対象事業者に対し、決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付対象事業者に対し、概算払により速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた交付対象事業者は、当該年度の実績について、実績報告書（別記様式第3号）に必要な書類を添付し、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときはこれを精査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、交付対象事業者に対し、確定通知書（別記様式第4号）により通知するとともに、既に交付した補助金について、不足があったときは当該不足に相当する額を交付し、余剰が生じたときは当該余剰に相当する額を返還させるものとする。

(検査等)

第7条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、交付対象事業者に対し、経理等の状況について検査することができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた交付対象事業者があるときは、その交付対象事業者から、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月16日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 平成27年度の補助金に係る第4条第2項の規定については、同項中「当該年度の初日の属する年の4月末日」とあるのは、「平成27年12月末日」とする。